

公告第6号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和7年6月4日

郡山地方広域消防組合

管理者 椎根 健雄



第1 業務概要

- 1 業務名 救急支援システム賃貸借及び保守業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約期間 契約締結の日から令和12年7月31日まで
- 4 賃貸借期間 令和8年2月1日から令和12年7月31日まで
- 5 提案上限金額 ￥62,925,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、令和7年度の構築費及び運用保守費は17,165,500円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

第2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本組合と同等規模以上（職員数400人以上）の自治体等において、救急支援システムの稼働実績を有すること。なお、稼働実績については、本公告日時点での実績とし参加資格には含まないが、参考として構築中のプロジェクト等がある場合には、その旨明記の上、提示すること。
- 6 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- 7 最近一年間、国税（法人税及び消費税並びに地方消費税）、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

第3 救急支援システム賃貸借及び保守業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

郡山地方広域消防組合ウェブサイト（以下、「本組合ウェブサイト」という。）からダ

ウンロードすること。

「郡山地方広域消防組合—お知らせ—入札」
<https://www.shobo.koriyama.fukushima.jp>

第4 担当事務局

〒963-8877 福島県郡山市堂前町5番16号
郡山地方広域消防組合消防本部 通信指令課 DX推進係
TEL 024-923-8174 FAX 024-923-1910
mail: tsushin-dx@shobo.koriyama.fukushima.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和7年6月20日（金）17時15分 ※必着
- 2 提出場所 郡山地方広域消防組合消防本部 通信指令課 DX推進係
- 3 提出方法 郵送又は持参による。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は、提出期限日までの庁舎開庁日において、8時30分から17時15分まで（ただし、12時00分から13時00分までを除く。）に提出すること。
- 4 その他 提出書類等の詳細については、実施要領に記載する。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査及び選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 救急支援システム賃貸借及び保守業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年2月5日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、本組合ウェブサイトに次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者名及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山地方広域消防組合契約規則（昭和48年4月1日規則第16号）による。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、郡山地方広域消防組合財務規則（平成19年3月30日規則第9号）及び郡山地方広域消防組合契約規則（昭和48年4月1日規則第16号）による。

第9 その他

- 1 企画提案書に関するプレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施する。内容の詳細については、実施要領を参照すること。
- 2 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。また、企画提案書に含まれる著作物の著作権は参加申込者に帰属することとする。ただし、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え並びに再提出は認めない。（ただし、発注者は、提案の提出後に必要に応じ追加の資料提出を求める場合がある。）
- 7 発注者から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、参加申込者は速やかに応じること。
- 8 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- 9 提出された企画提案書等について、郡山地方広域消防組合情報公開条例（平成17年2月21日条例第2号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、参加申込者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- 10 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則（昭和48年4月1日規則第16号）及び実施要領による。